## 徳島県告示第五百四十七号

、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により次のとおり第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の清算人の退任について届出があったので土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第六十八条第四項において準用する同法 公告する。

令和五年十一月二十四日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

一土地改良区の名称

熊谷土地改良区

一 退任清算人

氏名	住	所
湯 浅 数 海	阿南市熊谷町正境二 三	
湯浅博幸	同 シル谷一九八 二	
須 賀 和 代	同	
横石和茂	同一八三三	
久 武 勝	同丸山ノ下一五	
湯浅峯雄	同 九五	
湯浅聖治	同 大谷一八 一	
湯浅昭彦	同 ヨノエー五 二	
湯浅博幸	同能谷八	
山本健司	同金ヤ五	